

# 令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第8回総会

日時：令和3年10月26日（火）午前10時30分～

場所：Webによるオンライン会議

## — 会 議 次 第 —

### 議 事

#### 1 答 申

「(仮称)赤坂二・六丁目地区開発計画」環境影響評価書案

#### 2 受理報告

#### 3 その他

#### 【審議資料】

資料1 「(仮称)赤坂二・六丁目地区開発計画」環境影響評価書案について

資料2 受理報告

<オンラインによる出席者>

委員	会長	柳委員
	第一部会長	齋藤委員
	第二部会長	宮越委員
	荒井委員	平林委員
	池邊委員	廣江委員
	池本委員	水本委員
	奥委員	宗方委員
	日下委員	森川委員
	小林委員	保高委員
	袖野委員	渡邊委員
	堤委員	

(18名)

事務局	木村政策調整担当部長
	宮田アセスメント担当課長
	下間アセスメント担当課長

資料 1

令和3年10月26日

東京都環境影響評価審議会  
会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会  
第一部会長 齋 藤 利 晃

「(仮称) 赤坂二・六丁目地区開発計画」に係る環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「(仮称) 赤坂二・六丁目地区開発計画」に係る環境影響評価書案について

## 第1 審議経過

本審議会では、令和3年4月28日に「(仮称) 赤坂二・六丁目地区開発計画」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

## 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

### 【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点の予測結果では、本事業による寄与率が高い上に環境基準も超えることから、環境保全のための措置を徹底し、大気質への影響の低減に努めること。

### 【騒音・振動】

工事用車両について、特別区道第1042号線を経由する走行ルートでは、周辺が住宅地域であり、現況においても環境基準を超えている地点を通過することから、環境保全のための措置を徹底し、道路交通騒音の低減に努めること。

### 【風環境】

本事業の計画地は、赤坂駅と一体的に駅前空間や歩行者ネットワークが整備され、不特定多数の人の利用が見込まれることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて対策を講じること。

## 【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 3年 4 月 28 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 3年 7 月 20 日	・現地視察
部 会	令和 3年 8 月 17 日	・質疑及び審議
部 会	令和 3年 9 月 21 日	・質疑及び審議
部 会	令和 3年 10 月 21 日	・総括審議
審議会	令和 3年 10 月 26 日	・答申

※都民の意見を聴く会は、都民からの意見書の提出がなかったため開催されなかった。

## 受 理 報 告 (10 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事後調査報告書	目黒清掃工場建替事業（工事の施行中その2）	令和3年8月26日
	浜松町駅西口周辺開発計画（工事の施行中その6）	令和3年9月21日
2 変更届	豊海地区第一種市街地再開発事業	令和3年8月31日

## 9月分受理報告に係る助言事項（事業者回答）

報告年月日：令和3年9月28日

### ■変更届

#### (1) (仮称) 新ごみ焼却施設整備事業

事業者名：小平・村山・大和衛生組合

項目	助言事項	回答
騒音・振動	1 一般に予測方法は理想的な条件を想定している。実際の現場に適用する際は、理想と現実の違いをどう考慮したかが分かるような説明を加えて頂きたい。	<p>変更前、変更後の建設機械の稼働台数は、ご指摘のとおり p31 の表 7.3-2 (1) (2) に示すように3台増加となっておりますが、合成騒音レベルについては、変更前が119.0dB、変更後が119.4dBと同程度になります。</p> <p>また、p33~34の図7.3-4(1)(2)に示すとおり工事の範囲、仮囲いの位置、将来施設の配置が変更となります。変更後は工事の範囲が変更前と比べて東側に広くなり、建設機械の配置も同様に東側に広がって稼働します。そのため、影響範囲は工事範囲が広くなり、東側に建設機械が広がって稼働したことから、影響の範囲は東側が増加し、西側は減少し、北側は同程度となります。</p> <p>なお、建物の反射音については、評価書時(変更前)と同様とするため、考慮しておらず、建設機械からの直達音、仮囲い及び将来施設における回折減衰量を考慮して予測しております。</p>

#### (2) (仮称) 日本橋一丁目中地区再開発計画

事業者名：日本橋一丁目中地区市街地再開発組合

項目	助言事項	回答
景観	1 将来の首都高地下化の後は、東京都心の主要な景観の一つになる場所となりますので、意匠計画や外構計画には一層のご配慮を期待します。	<p>本計画地は、「日本橋川沿いエリアのまちづくりビジョン」（平成27年9月策定、平成29年7月改定 中央区）にて、「日本橋川沿い交流拠点」の形成が位置付けられています。</p> <p>同ビジョンでは、地上・地下の歩行者ネットワークや水辺景観の整備方針が示され、日本橋川沿いを賑わいあるオープンスペースとし、日本橋川から高層棟をセットバックして配置し、その間を賑わい機能を持たせた低層</p>



		<p>部で連携させ、拠点性を高めるメリハリある配棟計画を提唱しています。</p> <p>本事業では、同ビジョンに倣い、日本橋と橋詰の日本橋野村ビル旧館（文化財）、防災船着き場等の水辺景観、水辺の賑わい拠点から、C街区高層棟を繋ぐ形で賑わい機能を持たせた地上広場や低層部の歩行者ネットワークを予定しています。</p> <p>今後は、ご助言の趣旨を踏まえ、東京都心の主要な景観の一つとなることを期待されていることを考慮して、意匠計画、外構計画において景観に対する一層の配慮を心掛けてまいります。</p>
--	--	---

## 10月 受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和3年10月26日

### ■事後調査報告書

#### (1) 目黒清掃工場建替事業

事業者名：東京二十三区清掃一部事務組合

項目	助言事項		委員
騒音・振動	1	工事用車両の走行による騒音（72 dB）が環境基準を超過しています。予測時点（71 dB）で既に環境基準を超過していたようですが、少しでも騒音を低減するための対策を検討できないでしょうか（例えば、山手通り南側を利用する大型車の一部について、別の走行ルートに振り分けることなどはできないでしょうか）。	高橋委員